

全国への緊急事態宣言を受けた鹿児島県の対応

令和2年4月17日

自分を守る， 家族を守る， ふるさと鹿児島を守る，
社会を守るため，

一人一人の自覚ある行動で， 感染拡大阻止！

1 区域 鹿児島県全域

2 期間 令和2年5月6日(水)まで

3 実施内容

(1) 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の帰省や旅行など， 都道府県をまたいで移動することは， 避けるよう徹底してください。

(特にGW期間中は県外との往来自粛を徹底)

② 医療機関への通院， 食料・医療品・生活必需品の買い出し， 職場への必要な出勤， 屋外への運動や散歩など， 生活の維持のために必要な場合を除き， できる限り不要不急の外出を自粛してください。

なお， 職場への出勤は， 外出自粛の要請の対象としませんが， 在宅勤務（テレワーク）， 時差出勤， 自転車通勤など， 人との交わりの低減をお願いします。

(2) 県外の皆様へのお願い

① 帰省・出張や旅行（特にGW期間中）などによる来県を自粛してください。

② やむを得ず来県された場合、下記のような感染拡大防止対策を徹底してください。

- ・ 来県後2週間の外出自粛
- ・ マスク着用など咳エチケットの徹底
- ・ 毎日の体温測定
- ・ 発熱等の症状が出たら、帰国者・接触者相談センターへ相談

(3) 事業者の皆様へのお願い

① 多数の方が参加するイベントの開催を控えてください。

② 飲食料品や生活必需品の小売店等においては、積極的な感染防止の取組をお願いします。

<取組例>

- ・ レジ前の間隔の確保（待機列の間隔を空けるための床面サイン等の設置）
- ・ 有人レジの間隔を空けた運用，セルフレジの活用
- ・ レジ周りの飛沫感染防止のための透明の間仕切り等の設置
- ・ バーゲンセールや物産展などの催事やイベントの自粛
- ・ タイムセールス等の販促イベントの自粛

③ 食堂，レストラン，喫茶店などの飲食店においては，換気，人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど，「三つの密（密閉，密集，密接）」を避けて感染防止に取り組んでください。

④ 職場においては，感染防止のための取組（手洗い，咳エチケット，事業場の換気励行，発熱等の症状が見られる従

業員の出勤自粛，在宅勤務・テレビ会議等の推進）を実施するとともに，「三つの密」を避ける行動を徹底してください。

(4) 県立学校等への臨時休業のお願い

学校につきましては，4月22日（水）から5月6日（水）までの間，臨時休業としていただくよう御協力をお願いします。

(5) 公共施設の休館等についてのお願い

県の公共施設のうち，屋内施設及び有料の屋外施設については，原則，休館・休園としますので，御協力をお願いします。

その他の公園等については，原則，開園としますが，キャンプ場などについては，利用を休止することとします。

休館等の期間は，4月18日（土）から5月6日（水）までとします。

(6) 生活必需品等の物資確保についてのお願い

飲食料品や生活必需品の小売店等，生活に必要な事業は通常通り継続されますので，買い占め等をせず，冷静な対応をお願いします。

(7) 感染者，医療従事者等への差別，偏見等防止のお願い

感染者やその家族，治療にあたった医療機関とその関係者，その他関わりがあった方々に対して，不当な差別や偏見，いじめ等が行われないう，正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。